

# 愛車の住所変更も忘れずに

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、本県では、6月に課税しています。

自動車税種別割の納税通知書は、原則として運輸支局に登録されている住所(車検証に記載されている住所)にお送りしています。道路運送車両法では、自動車の所有者の氏名や住所等に変更があったときは、運輸支局で変更登録の申請をしなければならないと定められています。この変更登録をしていただくと、自動車税種別割の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

**すぐに変更登録の手続きができない場合は、電話又はFAXにより、最寄りの地域県民局県税部までお届けください。**

FAXの場合は裏面をご利用ください。

**また、青森県電子申請・届出システムでも受付しています。**

<https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/>

右記の二次元バーコードからアクセスできます。



**各地域県民局県税部の連絡先については裏面をご覧ください。**

※ 軽自動車税種別割(二輪の自動車を含む)については市町村の税金となりますので、お住まいの市町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

注：この届出は自動車税種別割の納税通知書の送付先変更を行うものです。

なお、車検証の住所を変更する場合は、運輸支局で住所の変更登録が必要です。

自動車の登録については

- ・東北運輸局青森運輸支局

青森市大字浜田字豊田 139-13 TEL 050-5540-2008

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.html>

- ・東北運輸局青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所

八戸市桔梗野工業団地二丁目 12-12 TEL 050-5540-2009

※ 軽自動車については、軽自動車検査協会で、車検証の記載事項変更の申請をしてください。



裏面も  
見てね!



